

第4章 母子生活支援施設の活用

1 母子生活支援施設の状況

(1) 母子生活支援施設を取り巻く社会的状況

- 平成28年改正児童福祉法では、子供が権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し、実親に養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育を推進することなどが明確にされました。
- この改正法の理念を具体化するため、平成29年8月に国の「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が、「新しい社会的養育ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を取りまとめました。
- ビジョンの中で、母子生活支援施設については、「代替養育を担う児童福祉施設の在り方」として「母子生活支援施設は、地域に開かれた施設として、妊娠期から産前産後のケアや親へのペアレンティング教育や親子関係再構築など専門的なケアを提供できるなど多様なニーズに対応できる機関となることが求められる。」と記載されています。
- 平成30年7月には、ビジョンで掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくために、都道府県において「社会的養育推進計画」を策定することとされ、都においても、令和2年3月に「東京都社会的養育推進計画」を策定しました。
- 令和4年改正児童福祉法において、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正が行われたことなどを受け、令和6年3月、新たな「都道府県社会的養育推進計画策定要領」（以下「策定要領」という。）が示されました。
- 策定要領では、「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」の項目が新設され、生活に困難を抱える特定妊婦等に一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業について、乳児院や母子生活支援施設等の活用を含め、必要な内容を盛り込むこととされました。
- また、児童養護施設や母子生活支援施設等の施設は、ソーシャルワーク機能や相談支援に係る専門的な機能を有しており、要支援児童や要支援家庭に対する支援においても

重要な役割を担っていることから、子育て短期支援事業など市区町村の家庭支援事業の実施について、積極的な活用を進めていくという考え方が示されています。

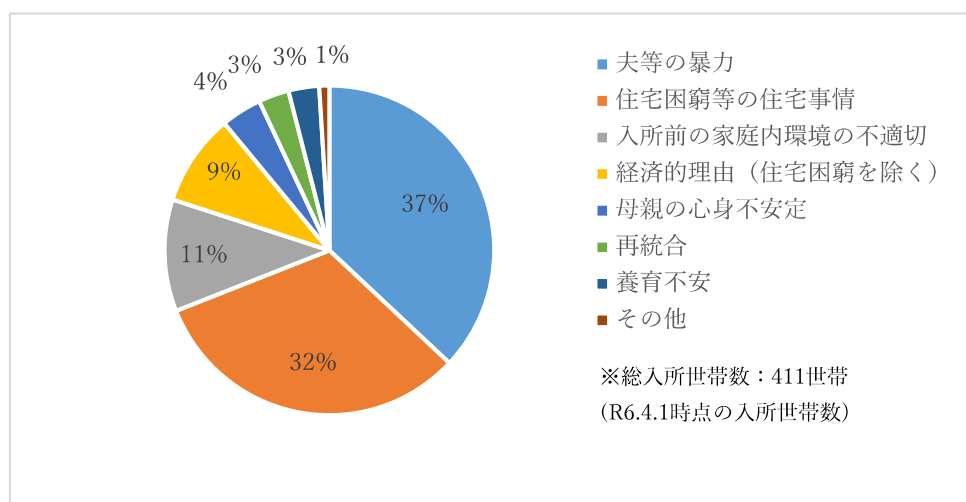
- 都においても、新たな「東京都社会的養育推進計画」と整合を図り、子供の最善の利益を実現する改正児童福祉法とその理念のもと、区市町村の子供家庭支援を担う福祉資源として、母子生活支援施設の一層の活用を推進していきます。

(2) 入所母子の状況

ア 入所理由について

- 都内における令和6年4月1日時点の入所世帯の入所理由（主訴）は、「夫等の暴力」（約37%）、「住宅困窮等の住宅事情」（約32%）が多く、この2つで全体の約7割を占めます。次いで、「入所前の家庭内環境の不適切」（約11%）、「経済的理由」（約9%）が多くなっています。

図表1 母子生活支援施設への入所理由（東京 令和6年4月1日）



資料：東京都 「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第5期）策定のための調査」

イ 障害等のある入所者の入所状況

- 母の状況では、精神障害者保健福祉手帳を持つ、又は現に精神科を受診しているなど、精神的な課題を有する入所者の割合は33.3%でした。
- 身体障害なども含めると、何らかの障害等を有する入所者の割合は、母では41.6%、子では22.9%となっています。

図表 2 障害等のある入所者の入所状況（令和 6 年 4 月 1 日）

障害等	母		子	
		割合		割合
身体障害者手帳を所持	1	0. 2%	5	0. 8%
療育手帳(愛の手帳)を所持	11	2. 7%	27	4. 5%
精神障害者保健福祉手帳を所持	39	9. 5%	5	0. 8%
手帳は持たないが、精神科等を受診中	98	23. 8%	28	4. 6%
手帳は持たないが、発達障害がある	9	2. 2%	61	10. 1%
その他	13	3. 2%	12	2. 0%
合計 ※参考値	171	41. 6%	138	22. 9%

資料：東京都 「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第 5 期）策定のための調査」

※複数の「障害等」に該当するケースもあるため参考値。

※割合は、令和 6 年 4 月 1 日時点の母と子の人数（母：411 人、子：603 人）それぞれと比較

ウ 児童虐待の状況

- 児童虐待の割合は、令和 6 年 4 月 1 日時点の入所世帯（411 世帯）のうち、約 47% を占めています。そのうち、実母又は両親からの虐待は 24%となっています。

図表 3 児童虐待の状況（令和 6 年 4 月 1 日）

(① 入所世帯のうち、これまでに虐待のあった世帯数)

実世帯	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
192(47%)	91	6	31	148

※複数回答あり

(② ①のうち、令和 6 年 4 月 1 日現在も虐待が継続している世帯数)

実世帯	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
35(18%)	12	0	21	20

うち、児童相談所につながっているケース:24件

※複数回答あり

資料：東京都 「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第 5 期）策定のための調査」

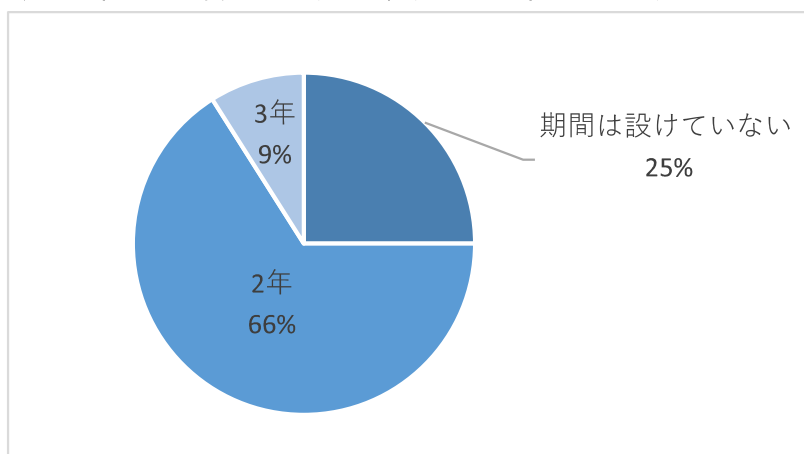
エ 外国籍の母の入所状況

- 入所世帯の母につき、令和 6 年 4 月 1 日時点では 12.2%が外国籍となっています。

オ 平均入所期間

- 利用期間について、多くの施設（自治体）が 2 年と設定しています。

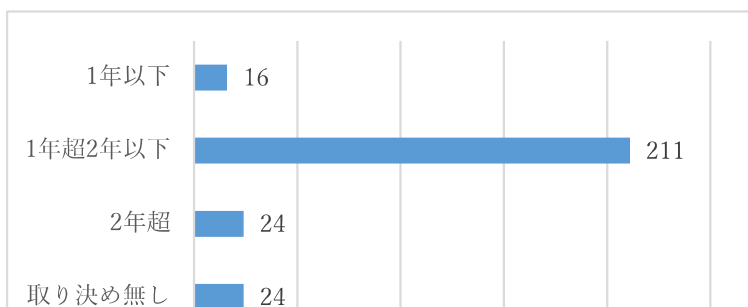
図表 4 令和 3 年度の利用期間の設定状況（令和 3 年 4 月 1 日）



資料：東京都社会福祉協議会「令和 3 年度東京都母子生活支援施設実態調査」

- 令和 5 年度中に入所した世帯（275 世帯）で見ると、2 年以下の入所期間の世帯が約 8 割となっています。

図表 5 令和 5 年度中入所世帯の入所期間の設定状況（令和 6 年 4 月 1 日）



資料：東京都 「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第 5 期）策定のための調査」

カ 退所理由及び課題の解決状況について

- 令和５年度に退所した世帯のうち、入所時の課題が解決しないまま退所している世帯は２割程度です。平成２９年度と比較して、改善傾向が見られます。

図表６ 令和５年度の退所理由及び課題の解決状況（令和６年４月１日）

退所理由	退所世帯数		未解決割合	未解決割合 (H29)
		うち未解決		
住宅事情の改善(都住当選等)	134	24	17.9%	29.1%
入所期間満了	28	3	10.7%	43.6%
経済的自立	6	0	0.0%	3.1%
希望退所	26	15	57.7%	58.1%
日常生活・身辺、精神的自立	2	0	0.0%	16.7%
結婚・再婚・復縁	7	3	42.9%	75.0%
母子分離	15	1	6.7%	92.3%
その他(前夫からの追跡等)	14	10	71.4%	85.7%
合計	232	56	24.1%	39.5%

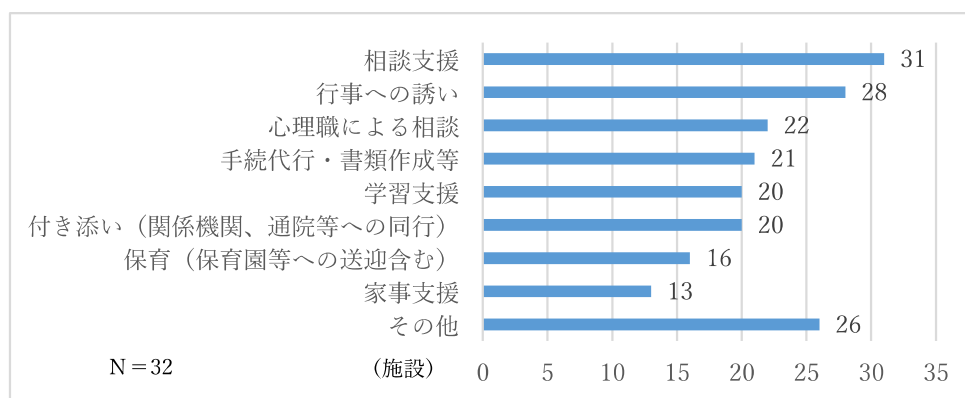
資料：東京都 「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第５期）策定のための調査」

キ アフターケアの実施状況

- 施設退所後の世帯に対するアフターケアは、全ての母子生活支援施設で行われています。アフターケアで実施している主な内容は、「相談支援」（３１施設）、「行事への誘い」（２８施設）、「心理職による相談」（２２施設）となっています。

相談支援の内容では、「母の健康課題」（２５施設）、「養育課題」（２５施設）、「子供の行動課題」（２３施設）が多く行われています。

図表７ 実施しているアフターケアの内容（令和７年１月２０日時点）※複数回答



資料：東京都 「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第５期）策定のための調査」

(3) 都内母子生活支援施設の運営状況

ア 入所世帯数の推移

- 令和6年4月1日時点の入所世帯数は411世帯であり、認可定員数の合計（603世帯）に対する入所率は、約68%にとどまります。

図表8 令和6年度当初の入所世帯数の推移

	世帯数	入所者数(人)
平成31年4月1日現在	459	1,125
令和2年4月1日現在	466	1,185
令和3年4月1日現在	456	1,121
令和4年4月1日現在	393	953
令和5年4月1日現在	427	1,063
令和6年4月1日現在	411	1,014

資料：東京都社会福祉協議会「令和元年度～令和3年度東京都母子生活支援施設実態調査」

東京都「福祉統計情報システム」

「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第5期）策定のための調査」

イ 母子生活支援施設の暫定定員

- 母子生活支援施設は、国の通知上、各年度の事業実施に際して、各施設の前年度や直近3か年の在籍世帯数などを利用して算定した数が、その施設の定員に満たない場合には、その満たない数に定員を改定するか、暫定定員を設けることとされています。

都内施設では、令和6年度において、32施設中19施設が暫定定員となる予定で、全体の6割弱を占めます。直近の5年間で2施設増えており、民立の施設でも増加の傾向が見られます。

図表9 令和6年度都内母子生活支援施設の暫定定員設定状況

公立	民立	区部	市部
15施設中 13	17施設中 6	26施設中 18	6施設中 1

ウ 職員の構成について

- 民間の母子生活支援施設の職員平均勤続年数の平均は、令和 5 年度で約 11 年となっており、5 年間の中で、約 1 年伸長しました。職員の構成は、ベテラン職員と若手職員が多く、中堅職員が少ない傾向は変わらないことから、職員の育成と定着が引き続き課題となっています。

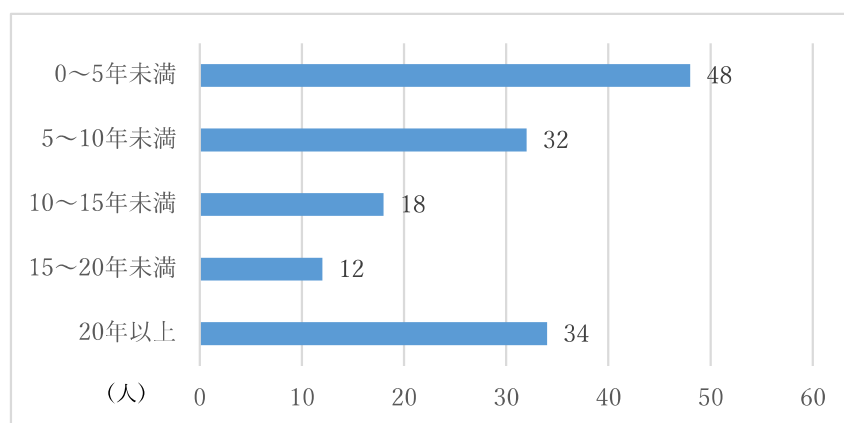
図表 10 国立母子生活支援施設の平均勤続年数

	平均勤続年数
平成31年度	10年6か月
令和2年度	10年6か月
令和3年度	10年7か月
令和4年度	11年7か月
令和5年度	11年5か月

資料：東京都 措置費等算定資料「平均勤続年数算定表」

東京都 「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第 5 期）策定のための調査」

図表 11 母子生活支援施設職員の勤続年数別 職員数



資料：東京都 措置費等算定資料「平均勤続年数算定表」

エ 広域入所について

- 広域入所（施設所在区市外の母子の入所）の受け入れについて、25 施設で実施済みであり、未実施の施設は 7 施設（区部のみ）となっています。

広域入所を実施する施設について、受け入れの条件は、以下のとおりですが、より制限的でない受け入れを実施している施設が増えています。

図表 12 広域入所について

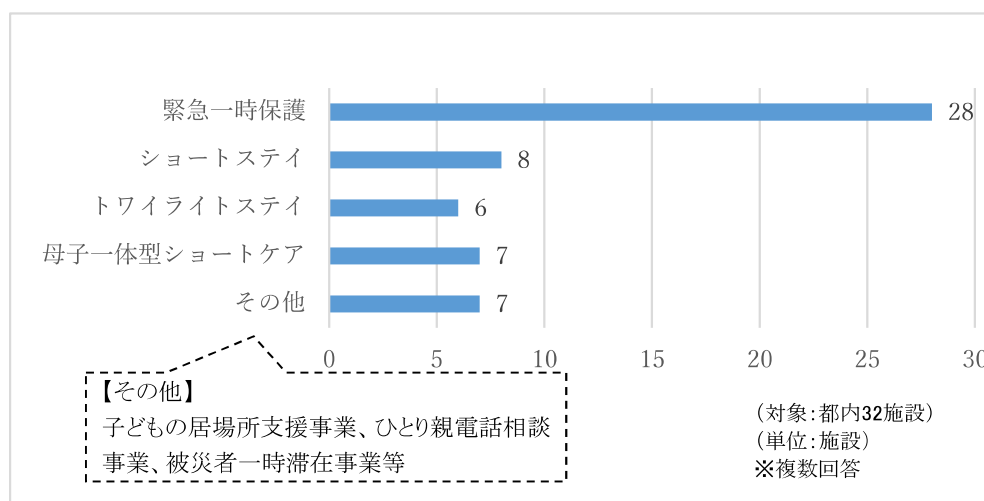
	令和6年6月時点
協定を結んだ自治体からのみ受け入れる	2
特定の区域からのみ受け入れる	2
どの自治体からも受け入れるが、規定(負担を求める等)を設けている	10
どの自治体からも受け入れる(規定等による制限なし)	11
合計	25

資料：東京都 「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第 5 期）策定のための調査」

オ 施設の多機能化の状況

- 母子生活支援施設は、通常の入所者への支援のほか、自治体からの委託事業も実施しており、令和6年6月時点では、32施設中28施設が、何らかの事業を受託しており、実施件数は増加傾向にあります。

図表 13 自治体からの委託事業について



資料：東京都 「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第5期）策定のための調査」

- 地域の子育て世帯に向けた事業及び取組を実施する施設も増えており、地域の子育て支援の拠点として、活用されています。令和6年4月1日時点で、16施設が何らかの地域支援を実施しています。

図表 14 委託外での地域福祉サービスの実施状況

事業概要		R6 実施施設数
食支援	フードパントリー、子供食堂、長期休暇期間の子供食堂、調理体験等	8 施設
学習支援	無料塾、パソコンや英語の検定取得の支援、母親を対象とした学習支援等	8 施設
相談対応	働いているシングルマザーの心理相談、LINE を使った子育て相談、家計相談等	7 施設
居場所提供	地域の小中学生の居場所提供等	6 施設
その他	訪問家事支援、母子料理教室、就労支援等	—

資料：東京都 「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第5期）策定のための調査」

カ 施設の高機能化の状況

- 母子生活支援施設に入所している母子は、DV や虐待等、様々な課題を有しており、また、その課題は、より複雑化する傾向にあります。住居支援や一般的な生活支援に留まらない、養育支援や心理ケア等の専門的な支援、母、子それぞれのニーズを踏まえた多面的な支援が必要とされ、これに対応する専門的な業務を行う職員の配置が進んでいます。

図表 15 令和5年度における専門的な業務を行う職員等の配置状況

	概要	R5実施施設数
心理療法 担当職員	夫等からの暴力や虐待などによる心的外傷等のために心理療法を必要とする母子に対して心理療法を実施し、心理的な困難を改善する。	24施設 (公9、民15)
個別対応 職員	虐待を受けた児童等の施設入所の増加に対応するため、被虐待児等の個別の対応が必要な児童への1対1の対応、保護者への援助等を行う。	31施設 (公15、民16)
特別生活 指導員	心身に障害等を有する母子や複雑な生活課題を抱える母子など、特に保護・指導が困難な母子が入所する施設に配置し、必要な支援を実施する。	16施設 (公4、民12)
基幹的 職員	入所者の多様な課題に対応するために、施設での支援業務経験が概ね10年以上の者に所定の研修を受講させ、スーパーバイザーとして、職員の指導等を行わせることで職員の専門性の向上・質の確保を図る。	22施設 (公7、民15)
自立支援 担当職員	施設等退所前の進学・就職等の自立支援及び退所後のアフターケアを担う職員を配置し、入所児童等の退所前後の自立に向けた支援の充実を図る。	6施設 (公1、民5)

資料：東京都 「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第5期）策定のための調査」

令和5年度措置費等算定資料

- 都は、民間社会福祉施設の特性と創意工夫による自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、都民の多様なニーズに対応した福祉サービスの確保と社会福祉施設利用者の福祉の向上を図るために、独自の補助を実施しています。

図表 16 サービス推進費における努力実績加算の実績値推移

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	施設数	延実施 人数	施設数	延実施 人数	施設数	延実施 人数
就労支援活動加算	15	465	16	475	16	473
特別援助加算	7	1,087	7	998	7	1,247
心理ケア加算	15	2,704	16	2,903	16	3,062
未就学児加算	17	2,422	17	2,224	17	2,222
アフターケア加算	16	121	16	106	17	123
親子心理カンファレンス加算	1	10	2	14	2	14

(※親子心理カンファレンス加算のみ、実績の単位が「月」となる。)

キ 母子生活支援施設の施設整備について

- 利用者の安全の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進めています。

図表 17 母子生活支援施設における施設整備の過年度実績

	概要
平成31年度	○改築 1施設 ○中規模修繕 2施設 ○生活向上のための環境改善事業 2施設
令和2年度	○改築 1施設 ○中規模修繕 1施設 ○生活向上のための環境改善事業 2施設
令和3年度	○大規模修繕 2施設 ○生活向上のための環境改善事業 1施設
令和4年度	○生活向上のための環境改善事業 1施設
令和5年度	○改築 1施設 ○大規模修繕 2施設 ○拡張 1施設 ○中規模修繕 2施設 ○生活向上のための環境改善事業 2施設

2 母子生活支援施設の具体的な展開

2-1 課題（ニーズ）を有する母子への支援

現状と課題

- 母子生活支援施設の入所理由は「住宅困窮」「夫等の暴力」「経済的困窮」などが多くなっており、入所している母子は、虐待や精神疾患、障害など様々な課題を抱えています。入所中の母の約4割、子の約2割が何らかの障害等を有しており、割合は増加傾向にあります。
- 支援にあたっては、母と子のそれぞれのニーズを踏まえ、養育支援や心理ケア等の専門的な支援を行う必要があります。心理療法対応職員や特別生活指導員などの専門的な業務を行う職員を配置する施設は増加しており、施設の専門性の向上は進んでいると言えます。
- 民間の母子生活支援施設の職員については、平均勤続年数は約11年となっています。勤続年数は伸びているものの、ベテラン職員と若手職員が多く、中堅職員が少ない傾向にあり、職員の確保・育成・定着が課題と言えます。
- 退所者の平均入所期間は1年6か月程度となっており、短縮傾向にあります。約7割の施設において、入所期間が2年と定められており、入所時の課題について、整理や解決ができないまま退所する世帯もあることから、退所後のアフターケアも重要になっています。
- 令和6年度当初の認可定員の合計に対する入所率は約7割であり、暫定定員を設定する施設も増加しています。
- 母子生活支援施設は、母子分離をせずに、虐待等の被害からの回復や虐待の未然防止に向けて支援する機能がありますが、必ずしも十分に活用されているとは言えない状況です。母子・父子自立支援員等の関係者の中には、DV被害を受けている方のための専用施設というイメージを持っている人もいる可能性が指摘されています。
- DV被害などにより支援の必要な母子家庭については、区市町村の区域を超えて対応することが必要であることから、都は、広域利用の推進を区市及び施設に働きかけてきました。その結果、広域で受け入れを行う施設は増加しており、未実施の施設は7施設となっています。
- 施設の改築・改修は進んでいますが、一部には洗面所等が共用となっている施設や、老朽化が進んでいるなど、一般的なライフスタイルと合わない施設も残されています。

今後の取組

母子を分離させずに支援できる母子生活支援施設の特性を生かし、支援が必要な母子の課題（ニーズ）に応じた専門的な支援を行います。

<専門人材の確保・育成・定着>

- 各施設において、専門性を有する職員の配置が進むよう働きかけるとともに、各職種の専門性向上やリーダー職員の問題解決等の研修や、施設の研修参加の取組への支援について、引き続き実施していきます。
- 母子生活支援施設も含めた、社会的養護関係施設における、新規採用職員確保のインセンティブとなる取組や働き続けられる支援制度を実施します。

<アフターケアの充実>

- 各施設において、退所前の進学・就職等の支援や退所後のアフターケアを行う自立支援担当職員の配置が進むよう働きかけます。

<入所率向上に向けた取組>

- 母子生活支援施設の概要や活用するメリットについて、区市の母子・父子自立支援員や、児童相談所の職員等に周知していきます。

<広域利用の促進>

- 母子生活支援施設の活用促進のため、引き続き、施設における広域受け入れの実施について働きかけていきます。

<施設整備等への支援>

- 入所する母子の生活環境の向上等図るため、老朽化した施設の改築や改修、設備整備や安全対策を支援します。

【主な施策】

■ 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助〔福祉局〕

社会福祉法人等が設置する母子生活支援施設における入所者の福祉の向上を図るため、心理ケアやアフターケアなどの支援を実施する場合に、運営等に要する費用の一部を補助します。

■ 母子生活支援施設の支援力の向上〔福祉局〕

母子生活支援施設における支援の核となる基幹的職員を育成します。また、母子生活支援施設の職員の研修参加や施設間研修を支援し、対応力を強化します。

■ 育児指導機能強化事業〔福祉局〕

母子生活支援施設等に育児指導担当職員を配置し、入所者やその家族及び地域で子育て中の家庭等からの子育てに関する相談に応じる等により、子育てに関する不安を解消するなどの育児指導機能の充実に努めます。

■ 医療機関等連携強化事業〔福祉局〕

母子生活支援施設等における医療機関との連携強化を図り、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入を促進します。

■ 児童養護施設等体制強化事業〔福祉局〕

児童指導員等の資格要件を満たすことを目指す者を、児童指導員等の補助を行う者として雇い上げることにより、児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人材の確保を図ります。

■ 【新規】社会的養護職員の奨学金返済・育成支援事業〔福祉局〕

社会的養護等の分野において新規採用者を対象とした奨学金返済支援事業を実施し、人材確保・定着を強化します。

■ 母子生活支援施設等の施設整備〔福祉局〕

老朽化した母子生活支援施設等について、利用者の安全の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進めます。また、入居者の生活環境改善を図るための改修等について、支援を行います。

2-2 地域の子育て資源としての積極的活用

現状と課題

- 母子生活支援施設は、社会的養護の施設の中で、唯一親子で生活ができる施設であり、その専門性を生かし、地域の子育て支援の資源として、親子関係の再構築のための支援力の活用が期待されています。
- 緊急一時保護やショートステイなどの事業を区市町村から受託している施設は増加していますが、施設によって取組に差が見られる状況です。
- 地域のニーズに合わせて、入所児童だけではなく、地域の子供も対象とした学習・居場所支援や、電話相談事業などの取組を行う施設もあります。
- 母子生活支援施設の多機能化の取組を進めていくためには、区市町村と施設の双方の意識の変化が求められます。
- ひとり親になる前の妊娠期から、関係機関が連携して支援を行うことが重要であり、生活に困難を抱える特定妊婦等への支援を行う「妊産婦等生活援助事業」において、母子生活支援施設の専門性を活用することが期待されています。

今後の取組

地域におけるすべての子育て家庭の支援を行う施設として、母子生活支援施設の積極的な活用を働きかけていきます。

<施設の多機能化の推進>

- 母子生活支援施設等を活用し、母子一体型ショートケア事業や子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)、また、離婚前後において、一定期間、離婚後の住まい・就業の支援や、同居する親子関係の再構築を含めた家庭・生活環境を整える支援を実施する区市町村を支援します。
- 母子生活支援施設において、地域における要支援家庭等の親子の親子関係再構築に向けた日常的な支援を行う施設を支援します。
- 先行事例をもとに、多機能化の必要性や実現のためのノウハウを紹介することで、各施設の多機能化の取組を後押しします。その際は、DV 対応等における安全性への配慮

と、地域の子育て家庭を支援する開かれた施設としての役割の両立についても紹介していきます。

- 区市町村に対しても、施設の多機能化の事例を紹介することで、子育て短期支援事業などの家庭支援事業への積極的な活用を促していきます。

【主な施策】

■ 母子・父子等緊急一時保護事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業）〔福祉局〕

夫等の暴力からの避難等で、緊急に施設等での保護が必要な母子・父子等に対し、母子生活支援施設やシェルター、民間アパート、ホテル等に一時的に居室を確保します。

＜実施主体：区市、町村は都＞

■ 母子一体型ショートケア事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業）〔福祉局〕

見守りが必要な母子等に対し、母子生活支援施設において、母子ともに滞在型のショートステイを実施し、育児・家事指導を行うことにより、その後の生活支援につなげる区市町村を支援します。

■ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）〔福祉局〕

保護者の疾病その他の理由により、家庭において子供を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設や母子生活支援施設等において一定期間、養育・保護を行う区市町村を支援します。

■ ひとり親家庭地域生活支援事業（ひとり親家庭等生活向上事業）〔福祉局〕

離婚前後において、一定期間、母子生活支援施設等を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、同居する親子関係の再構築を含めた家庭・生活環境を整える支援を実施する区市町村を支援します。

■ 親子支援事業（施設機能強化推進費）

区市町村、児童相談所およびその他関係機関と連携し、地域における要支援家庭等の親子を通所又は宿泊により受け入れて、親子分離に至る前に親子関係の再構築に向けた日常的な支援を行う母子生活支援施設を支援します。

■ 妊産婦等生活援助事業〔福祉局〕（再掲）

家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う民間団体を支援します。

コラム 母子生活支援施設のフードパントリーの取り組み

- ひとり親母子家庭の経済的困窮が大きな課題となりつつある一方、母子生活支援施設では利用率が低迷するという状況が続いています。
- 母子生活支援施設ベタニヤホームでは、地域のひとり親母子家庭へのフードパントリーを通じて、地域の困窮世帯を「探し」、施設での支援につなげています。
- この取り組みは、退所家庭を含む地域で暮らすひとり親母子家庭へのアウトリーチ手段として、食支援を「アウトリーチパントリープロジェクト」と称し、2021年から開始しました。パントリーではカフェなども併設し、職員がひとり親の方々のお話を聞いています。周囲に頼れるところがなく、「自分をもっと頑張らないといけない」と考える方が多くおり、中でも役所の相談窓口に行くことさえ考えたこともないという方には、ひとり親家庭への様々な支援があることなどもお伝えするとともに、後日、役所に同行した上で母子生活支援施設への入所を促し、支援につなげています。
- パントリーの開催情報は、ベタニヤホームが軸となって立ち上げた食支援ネットワークに属する各種団体から対象家庭に提供していただいています。この取り組みを通じて、気軽に施設に食品を取りに来てもらい、母子生活支援施設の存在を知っていただくとともに、頼ることのできる社会資源であることを伝えています。



コラム 母子生活支援施設の専門性をアフターケアや地域の子育て支援に活用する

- 母子生活支援施設が、施設に入所中のみの支援に目を向けるだけでなく、施設退所後や地域に住む家族へも関心を向けて支援をすることは、今後、より重要なことであると考えます。
- 社会福祉法人同胞援護婦人連盟 母子生活支援施設リフレここのえでは、令和4年度から、自立支援担当職員を配置して施設を退所した家族に対してアフターケアや地域支援を行っています。
- 具体的な事例としては、登校渋りなどがある子に対して登校支援として登校途中に施設に寄ってもらい、朝ごはんを食べていなかったらおにぎりを食べさせます。また、親子関係がぎくしゃくして不調な時は、自立支援担当職員が家庭訪問をしてサポートし、親子と「家族会議」をします。
- また、施設内に「無料塾オリーブ八王子」を開設して、小学生から高校生までの退所児童の学習支援をしています。そこでは、無料塾を担当する職員と協働して、親子の葛藤が生じやすい子供たちの思春期の様々なことに対応します。
- たとえば、不登校や受験・進路、性のことなど、親子で話しにくいことを親子や子供ひとりで抱え込まないようにサポートしています。
- そのほか、当法人で行っている地域の子育て支援のための親子の広場や食支援などにも、自立支援担当職員は重要な役割を担っています。



無料塾オリーブ八王子の様子



家庭訪問の様子